

宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）競争的対話における応募者との協議記録

④運営権者の契約不適合に関する責任に係る免責規定の追加（実施契約書(案)第83条関係）

回	書類名	頁	条	項	号/目	項目	内容	回答
第1回	実施契約書(案)	4	第011条	第01項		運営権設定対象施設の瑕疵に関する責任等	第11条第1項では県の瑕疵については免責（1件につき100万円以下）が設定されていますが、運営権者の瑕疵については免責の設定がありません。契約としては対等な立場にあるとは言え、運営権者の瑕疵についても第11条と同等の免責事項の設定が必要と考えます。	実施契約書（案）第83条について、第11条第1項と同等の免責事項の設定を検討します。
第1回	実施契約書(案)	39	第083条			瑕疵に関する責任	第11条第1項の規定（100万円以下の免責）、第11条第4項の規定（情報等の瑕疵の免責）と不整合が生じていますが、その理由についてご教示ください。また、本第83条も第11条第1項と同等の免責規定を設けるべきと考えます。	実施契約書（案）第83条について、第11条第1項と、同等の免責事項の設定を検討します。
第2回	実施契約書(案)	39	第083条	第01項		瑕疵に関する責任	第83条に定める「情報等に瑕疵」は、「情報等に重大な瑕疵」としてください。県が情報等の瑕疵について何らの責任も負わないのに対して、現状の内容はなお公平とは言えません。	原案のとおりとします。
第2回	実施契約書(案)	39	第083条	第01項		瑕疵に関する責任	第83条に定める「情報等に瑕疵」があるかの判断は、当該情報等を運営権者が利用するにあたっての位置づけや役割を踏まえて判断されることをご確認ください。予測に過ぎない情報を正確でないことを理由に瑕疵と位置付けたり、一定の目的の観点から使用された情報を他の目的との関係で不正確であるとして責任を負担することは、運営権者として許容できません。また、運営権者の事業実施のために設定された権利が、異なる目的のために十分な内容でないことをもって、瑕疵と位置付けられることはないこともご確認ください。	第一文について、情報等の瑕疵の有無は、当該情報の作成経緯や使用目的などの諸般の事情を考慮して合理的に判断します。 第三文については、ご理解のとおりです。
第2回	実施契約書(案)	39	第083条	第01項		瑕疵に関する責任	本契約終了後、県が事業運営をコンセッション方式とするのか又は他の方法で行うのかにかかわらず、運営権者の瑕疵に関する責任については県に対して発生するものと考えます（資産や情報等は運営権者⇒県⇒次期受託者というプロセスで行われる）。従いまして、県の指定する者への瑕疵責任は運営権者にはないことをご確認ください。 県が指定する者への瑕疵責任は県が負担することが原則と考えます。仮に、県の瑕疵により県の指定する者が県に対して修補や損害を請求した場合、その瑕疵が運営権者の帰責によるものであれば、県は運営権者の瑕疵として運営権者に修補又は損害を請求することになると考えます。	実施契約書（案）第83条に定める瑕疵に関する責任追及は、基本的に県が運営権者に対して行うことを想定していますが、県の指定する者が運営権者に対して責任追及する場合もあり得ます。 県の指定する者が運営権者に対して直接責任追及する場合、県は、運営権者の要請に応じて、協議への立会い、情報提供その他これに類する必要な協力をを行うことを想定しています。